

鳴滝高等学校通信制 学校いじめ防止基本方針

1 目指す生徒像

全ての生徒が安心して学べる環境のもと、他者の気持ちを大事にし「共に生きる」生徒、あわせて「強くひたむきに」何事にも真摯に取り組む生徒の育成を目指す。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員 ◎は主幹

副校長、◎教育相談部主任、生徒指導主事、教務主任、保健主事、養護教諭、関係学年次主任、関係担任、SC、教育相談部係

(2) 開催時期

年度初めと年度末の定期開催とする。その際、生徒情報交換会等と兼ねてよい。定期開催とは別に、各種調査や生徒・保護者の相談を受けて必要に応じて随時開催する。

(3) 相談窓口

基本的には教育相談部を相談窓口とするが、生徒が最も相談しやすい職員が窓口となることもある。保護者からの相談も受け付ける。また、学校以外の相談機関である「24時間いじめ相談ダイヤル」なども周知・広報する。

3 関係機関等との連携

いじめ対策委員会の決定を受けて、必要に応じてSSW・教育センター・警察等と情報を共有し、事案の解決策を検討する。また、前籍校・出身中学校・職場等とも連携をはかる。

4 いじめの防止

(1) LHRや人権学習を通して、日ごろから相手を思いやりいのちを大切にする教育を行う。

(2) 生徒会活動を通して、お互いの交流を深め、自己を再発見し自己肯定感を高める。

(3) 校内研修等を通じて、いじめ防止に関する教職員のスキルアップをはかる。

(4) 面接日において生徒と対話を積極的に行い、悩み等の有無の把握に努める。

5 いじめの早期発見

(1) 担任・面接指導者・養護教諭等は面接日において生徒観察に努め、気になる生徒とは面談を行う。

前期に行う担任による個人(三者)面談及び、後期の受講指導時の面談を有効に活用し、情報収集に努める。

(2) 年間2回(8月、1月)のアンケートにより早期発見に努める。(協力校は7、12月)

(3) 学年会や生徒情報交換会等により日常的に職員間で生徒の情報交換を頻繁に行う。

6 いじめに対する措置

(1) 加害者、被害者それぞれの人格の成長と問題の再発防止を主眼とし、加害者・被害者・いじめを見ていた生徒への調査・指導を行う。その際、プライバシーの保護等の教育的配慮を十分に施した上で、慎重に事例に対処する。

(2) いじめを発見もしくは通報を受けた教職員は、いじめを受けている生徒・通報した生徒の安全を確保しつつ、すみやかに「いじめ対策委員会」に報告する。その後は「いじめ対策委員会」が中心となって組織的に対応する。

(3) 重大事態が発生した際は、教育委員会作成の基本方針をもとに対応する。認知した場合、その事実とその後の調査結果は、県教委へ報告する。その調査の際は、被害生徒や保護者へ情報提供をする場合があるということをあらかじめ説明しておく。

令和3年11月19日改訂

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない(いじめ防止対策推進法第二条)